

伯耆国大江村佐一郎の大坂商人修業

— 本家清国屋恒右衛門及び根雨近藤家との関わりについて —

柳澤京子

一 はじめに

矢田貝家は元来たたら吹き（砂鉄から和鋼を製造する日本独自の製鋼法）に関係しており、近世初期に出雲国から伯耆国日野郡に移住したと伝わる。幕末の頃には矢田貝恵喜蔵を父とする四人兄弟があり、彼らはそれぞれ分かれて別家を立てた。長兄と思われる恒右衛門（のち恒八郎）が本家清国屋を継ぎ、その次に禮蔵（屋号中屋）、慶蔵（屋号新屋）、佐一郎（屋号倉屋）がいた。そして嘉永七（一八五四）年頃に、佐一郎が日野郡大江村から隣村の現在屋敷がある会見郡上細見に分家し、上細見矢田貝家の初代となったことがはじまりとされる。

『新鳥取県史』¹の調査により、安政期には大江村組頭及び在郷商人としての活動を確認できる佐一郎であるが、それ以前のことかほとんど明らかになっていない現状である。そこで、矢田貝家文書中ではかなり初期の頃のものに分類されると思われる、弘化期頃の本家である清国屋恒右衛門から、当時大坂に滞在していた上細見村矢田貝家の初代佐一郎（一八二四〜九四）に宛てた書簡をもとに、若年の頃の佐一郎の活動状況、本家恒右衛門との関係、そして根雨の近藤家との関わり

りを明らかにすることによって、伯耆の村から単身商都大坂に乗り込んだ佐一郎を取り巻く当時の社会状況を考えてみたい。

二 佐一郎出奔

【史料1】²

（包紙上書）

「大坂日本橋南詰メ 近江屋市次郎様二而

才市良様

急要書

清国屋恒右衛門

從伯州河下

（ウハ書）

才一良様

恒右衛門

れ ひ

やう書

メ

別紙得御意候、私ども考ニ者貴様罷帰候へハ母殿おあんじも無之、宜

様思ひ候へども、たまたま思立出候儀今更早々帰国致し候而も如何敷様、両親被申候事二候へハ、可然奉公も有之候ハ、立身相励可被申候、然共兎角任考ニ、後々為別儀も相見へ不申趣二候ハ、長居不致早々罷歸り候へハ、世間体も宜事ニ御ざ候、申迄も無之候へとも日本橋辺ハ別而繁化之地ニ而、何れも古郷を忘れ帰国之事ハ誰も思ひ不申候場所二候へども、夫ニ而ハ押詰り不相濟事ゆへ、宜思慮可被致候、何分備後屋店へも相頼、書状遣し候間、何も能々相談之上、一まづ引取候而御両人之御世話ニ預り、能先キも有之候節又々登候とも可宜様両親も被仰候間、如何様とも宜相談いたし可申候事ニ御ざ候、以上

七月二十九日

(年不明)七月二十九日付け、恒右衛門・れひより大坂日本橋南詰め近江屋市次郎方の佐一郎へ宛てた書簡である。大意としては、お前(佐一郎)が帰れば母親も心配無く良いように思えるが、思いつきで出て行って早々に帰ってきててもあやしまれるだろう、しかるべき奉公口があるなら立身に励んでみてはどうか。(しかしそれが無いのであれば大坂に)長居せず早く帰ってもらいたい。大坂日本橋界隈は繁華街で故郷を忘れてしまいそうな場所ゆえ心配である。なにぶん備後屋店にお願いの手紙も出したので、ひとまず(近江屋を)引き取って備後屋ご二人のお世話に預かり、また機会があれば大坂へ行けばいいだろうと両親も言っている、と佐一郎に対する帰郷の催促に終始している。

ここで出てくる「備後屋」について、木村時夫氏⁴によれば、近藤家は天保期大坂に支店(備後屋喜兵衛店と称した)を設置して、自家の製鉄だけでなく、伯耆・美作・備中等の産鉄を販売していた、と

ある。このあとの別の史料では、清国屋恒右衛門から「大坂海部堀中ノ橋」北詰 備後屋喜兵衛内才一郎」へ書簡が送られている。さらに別の史料でも「未三月(弘化四年=一八四七年カ)」に「大坂備後屋隠居」から「清国屋佐一郎」へ書簡が送られていることから、この「備後屋」とは根雨近藤家の大坂支店をさすものと考えられる。

「たまたま思立」故郷を出ていってしまい、「大坂日本橋南詰め近江屋市次郎方」に滞在している佐一郎に対し、兄たちが連名で仕事にありつく目途が無いのなら早く帰郷せよと催促しているのだが、佐一郎はほとんど出奔同然で故郷を出たのであろうか、近江屋市次郎方に世話になりながら仕事を探していたものと思われる。しかしその仕事の目途も無く、大坂の繁華街に居るだけだと心配になるので「備後屋店へも相頼」根雨の近藤家に繋がる備後屋へ頼み込んでおくので、近江屋を引き上げて備後屋の世話になることを兄たちはすすめてきた。この時点で本家清国屋の矢田貝家は根雨の近藤家とならかの繋がりがあつたことがわかる。そしてその伝手で、心配な末弟のために仕事の斡旋を頼んだことになるのか。

【史料2】

(ウハ書)

「備後屋店ニ而

佐市良様 清国屋

恒右衛門」

用書

当月朔日出書状同八日相達致拝見候、去月廿六日立米子三度飛脚矢張

不帰相待居候処、上方道中河支ひ之由ニ而、漸今十三日罷帰り轍地并書状相達申候、八月二日出之状江尾愛助取帰り、其後村下屋良郎殿より何角様子承り、夫々ハ如何候哉与存居候処、今度来状之趣ニ而者、当時備後屋店ニ勤居候由、夫ハ至極宜事ニ而一同安心致候、兎角此上者無油断相励可被申候、申迄茂無之候へとも身持第一ニして儉約不怠、夜分者勿論寸暇も有之ハ手跡稽古心懸ケケ出情可被成候、且近藤御氏其外両家へ相頼呉候様致承知候、いつれ近々挨拶可致事ニ御さ候、一傘之儀致承知候、米子方仕入ハ備後町因幡屋林蔵、阿波屋四郎兵衛之仕入先キハ南本町堺筋京屋仁兵衛方ニ而候、大和屋彦兵衛方直段ハあまり下直ニも相見へ不申趣、何れニ而も宜見合ニして二〇位二四五位之所取合、まづ壹式箇近急積下し可被成候、大彦公京仁之方可宜候、是茂代呂物次第二候へハ可然御取斗可被成候、

一 朋とをし代金ハ何程渡しニ有之候哉、重便御申越し可被成候、
一 都而荷物ハ一式箇宛ニ而も、船数多くニ積入候事宜候、且上ケ場米子蔦利と相記事、失念無之様可被成候、

一 八月廿八日、大坂表満水致し所々水上り候由、扱々不軽事ニ候、纒之道隔り候へども於此地ニ者一向何之事も無之候へハ、此段御安心可被成候、成程之雨ハ降り候へ共、近辺隣国迄茂供(洪)水之咄し無御座候、且当年柄之事、二百十日其外風之障りも無之、益後迄ハ近年稀成豊作ニ相見へ候所、いつの頃分涼風烈敷降続候故ニ哉、次第二悪敷様子ニ相成候、里方ハ相応之事ニも相成敷、山中所ニ寄候而ハ申年ニ似候等与申事ニ御さ候、夫程ニも有之間敷候へども迎も年柄者不宜趣ニ候得者、売買手格別はづみがたく奉存候、

堂嶋米直段も追々引立候様相聞申候、

一 此度綿入壹つ羽織壹つはんでん壹つ合羽壹つ襦はん壹つ手拭とメ数

六つ、外ニ傘代何角として金子四両式歩差送候間、相改受取可被成候、一先達而着物など之御□式つじゅばんと認メ之□□壹つ并股引見不申二付、胴着差送申候、貴様持出居候ハ、宜、もし無左而者不自由可有之様子、重而御申越し可被成候、且最早単衣物不用ニ候ハ、是又便りニ差返し可被成候、

一通俗三国志新本ハ何程位致し候哉、板本新キ紙宜古本五六貫文位ニ而被求候ハ、問合可被成候、重而銀子差送可申候、并東海道中膝栗毛古本安もの有之候ハ、見合御□可被成候、

九月十三日

恒右衛門

佐市郎様

尚以近市。殿今八月十三日出書中ニ而、貴様身分之事尋参り早速返書可遣之所、あし間違二付廿三日立飛脚之間ニ合不申、当月三日立松江三藏江返事差送り申候、此段一寸申進候、

(追伸)

前紙申進候、然ハ瀧元公宜書添呉候様、段々申二付一寸得御意候、

九月十三日

(年不明) 九月十三日付け、恒右衛門より備後屋内の佐一郎へ宛てた書簡である。大意として、九月一日出の手紙を拝見した。今では備後屋の店で勤めているとのこと、それはとてもいいことだと一同安心した。この上は油断なく勤めに励むようにすること。身持ちよく儉約を怠らず、夜になつても寸暇を惜しんで書の稽古を心がけよ。かつ近藤家そのほかへのお願ひ事は承知した。いずれ近々挨拶に向かうといった内容である。

ここでひとつ、年代を特定するためのヒントがあった。「八月廿八日、大坂表満水致し所々水上り」のくだりで、『近來年代記・上』¹⁰によれば、弘化二(一八四五)年の項目に「弘化二年八月廿八日・九日 大雨ふりて、九月朔日大水、淀城下つかる…」の記載がある。このことから、この書簡が書かれたのは弘化二年九月だったと考えられる。これに従えば、文政七年生まれの佐一郎は当時数えの二十二歳だったことになる。

史料1が七月末に書かれた後、佐一郎が大坂の備後屋で勤めるようになったことがわかる。家族一同それで安心したのか、大江村から日常の衣類を送ったり、大坂から「傘」「通俗三国志」「東海道中膝栗毛」といった品物や本の買い付けをして送る手配を佐一郎に頼む等の他、堂島米直段にも清国屋恒右衛門は関心を寄せている。

三 家族の説得

【史料3】¹¹

(ウハ書)

「メ 才一良

やう書

恒右衛門」

尚以罷帰り候ハ、一日も早く可然候儀ニ御ざ候、以上、

別紙中々得御意候、扱貴様身分之儀ニ付此中御両親共段々及評儀候所、当時備後屋店ニ参居候事、近市方ニ宿払致し居候ハ宜候へども、大だらい之処如何敷候、成程大坂之土地見知り候ニ者究竟ニ可有之候へども、当地之案内而已委敷相成候とも、何之仕出し之訳ニも無之、元來貴様近藤本家ヲ相勤、夫々同氏差向ニ而罷登候事ニ無之、我俣ニ

駈出、西風東風致候而も不思敷ニ付、只当時之口すぎニたどり付候様子ニ相当り候而ハ、定而仕着せも被下間敷哉、もし又左様之訳ニ無之、当店ニ入用之者ニ而被召遣、節季どもニハ安々之小遣ひ仕着せも被下候事哉、其訳不相分ニ付、何れぞ為差登何角様子合為間度候へども、左候へハ亦々路用も相懸り矢張費斗之儀ニ付相見合候、尤壹年切給銀取奉公致し候而も不相濟、兎角後々取建ニ不預而ハ不相成事ハ篤承知居候へども、拙茂三年五年程能く勤候とて一代相応之暮し方附候程之事も無覚様存候、当時人稀之時節、手元ニ者事を欠キ候而中々其間之小遣ひ仕着せ安々ニ而者不行届候儀、もし其内変事難斗左も有之候而者、前後損分不安事ニ御坐候、能々思慮可被致候、夫も貴様一生身ヲ持候事ニ候へ者、内方ニハ人雇ひ候成候とも、其上安々之事ハ元入仕送りも可遣儀ニ候得ども、右等之趣ニ而鬧敷¹²内方ヲ不顧□(金カ)遣ひ遊びニ而も所詮後々之処不相濟訳哉与致愚考候、元々当方無人之儀、一まづ引取候而、節季之手伝ひ等致し候得ハ、都合よろしく、其内もし先方御入用ニ付、本家分御所望之様子ニも相成候へハ、其節罷出候ハ、到而宜事ニ候、如何之相考候而も此俣長居致し候而者、貴様不為筋ニ候へ者、早々罷帰可申候、其内是分者遠方様子も不相分事ゆへ、もし又能事目ニ見へ候事も有之ハ、如何様共考ニ可致候へ共、前文之次第御両親よりも厚被仰候へハ、呉々も早々引取可然候、右ニ付締入も今一つ為差登候積りニ候得共相止メ候儀ニ御座候、何様厚相考、一まづ罷帰可被申候、先者右之段中々得御意度可如此御座候、早々以上、

十一月十五日

尚々、本文之趣当店御出張衆へ得貴意候而ハ如何敷ニ付、此段中々得御意候事ニ御ざ候、以上

(年不明)十一月十五日付け、兄恒右衛門より備後屋内の佐一郎への書簡である。大意は、お前(佐一郎)の身の程については両親ともども相談した。今では(大坂の)備後屋の店に居るといふことで、近江屋市次郎方に居候しているよりはいいが、大坂の事情に詳しくなくても何の役に立つわけでもない。元来お前は近藤本家で勤めていて、そこから近藤家から差し向けられて大坂に登ったのではなく、我俣を言つて駆け出し、ただいつとときの口すぎにたどりついただけである。このまま(備後屋に)長居してもお前の為によくないので早々帰つてくるように、と前に比べるとだいぶ佐一郎に対して手厳しい内容になっている。

この書簡によつて、佐一郎は大坂へ出る前は根雨の近藤本家で働いていた経験があり、そこから大坂へ「我俣に駆出」ていたことが明らかになる。近藤家の大坂支店である備後屋で働かせてもらつてはいえ佐一郎の待遇がよく分ならず、恒右衛門は再び佐一郎へ帰郷を強く促す姿勢に戻つていた。これから寒くなる時節なので綿入れを送ろうと思つていたが止めたと言つていることから、できるだけ早くこの問題に決着をつきたい恒右衛門ら家族の願望が見て取れる。

【史料4】¹³

(ウハ書)

「備後屋店二而 才一郎様 清国屋恒右衛門 他見無用」

やう急用書

改春之御慶重畳申納候、弥御安靜可被成御越年候、然ハ去ル十一月十八日出状早々着申候、其後壹月八日出之状同廿日相達致拝見候、扱

伯耆国大江村佐一郎の大坂商人修業—本家清国屋恒右衛門及び根雨近藤家との関わりについて—(柳澤京子)

貴様帰国可然之儀、先書ニ申進候処、右返書之趣ニ而ハ如何候、披見被致候哉、考違ひも有之候様子ニ而、其後ハ書状も不差登候、闇敷内方ヲ出、夫等ニ事よせ、勘気ニ而も致し候哉、又ハ人稀之余り申越候儀哉、不自由くらひニ而ハケ様ニ申越しハ被成間敷杯、苦々敷申分何共是等之儀ハ如何之訳哉、一向此方之文面不相分ものと存候、是迄毎度御店衆中其元へも申進候通、貴様一生身持候儀ニ候得者、安々之元入仕送りに可遣儀、勿論内方ハ如何様成り共可致候得ども、此儀者御両親始メ家内中種々評儀之上ニ而、所詮此俣長居いたし候而も貴様不為筋之事ゆへ、片時も早々帰国可然儀重々申進候、其故ハたとへ骨折安々功立候とも親方かげのまへ之事ニ而、主持者何れも銘々之手柄ニ致し度世の習ひ、元分其方事ハ近藤より之差向ケニ無之、畢竟手越シニ而、実ニ當時口すぎ之有付ニ相当り候へハ、如何様身を詰メ相働候而も此俣ニ而者逆茂後々為筋思ひも不寄候、右ニ付先達申進候儀も到而大切之儀、定而貴様一存考付キ不申、矢張さまよ居候而者不相成事ゆへと存、委細申進候哉、却而当方無人ニ付、是非帰国致し候様申越候儀与被成得候者、甚だ考違ひニ而御ざ候、能々思慮可被成候、勤中もし変事難斗事ハ何れニ居候而も同様との儀、是又大ニ致相違候、是ハ手切奉公とハ違ひ、先キたのしみ数年辛苦程能動候而も、後年ニ至り自然仕損しも難斗、左様之儀も有之間敷候へども、其方身持而已二も不限、年隔而ハ様子之変り候程も世間沢山之事ゆへ申進候や、乍去右等ニハ申述兼候へ共、夫ニ而ハ不相分趣ニ付、一寸中々申進候、何茂与得御考可被成候、

一極月三日出状、廿七日ニ着申候、

一同十八日出水引添書状、去ル元日相達致拝見候、右来意之趣ニ而ハ三ヶ月や五ヶ月ニハ善悪難見分ニ付、来ル三月頃迄見合思敷無之候へ

二二

ハ、帰宅可致旨致承知候、貴様斯迄思ひ込候儀ゆへ、相応之様子ニも候へ者、任其意可然事与存居候処、此中土産物取調、根雨江年礼ニ罷越シ相頼、近藤氏大将へ余所ながら貴様身分之事伺ひ見候所、一向やくたい之趣中々貴様之存分とハ大ニ致相違候、其外忠助殿へも相尋候所同様つまらぬ様子ニ御ざ候、是ハ前文申進候通、全体手越シ故之事ニ可有之候、右ニ付而者其地ニ一日も難捨置早速何れぞ罷登り、是非同道一まづ帰国不申而ハ不相成、然ル処於幸事極月十一日より至極大切ニ煩ひ候所漸相凌候得共、誠ニ九死一生之事ニ而致心配候程之儀ニ付、未タ耽々平治ニ相成不申、併し最早御遣ひ之事ハ有之間敷候間、此段才吉殿へも御案事無之様御伝可被成候、右ニ付当時ハ得登坂不仕候、れひ事も最早難捌ニ取懸り候得者、是亦得罷登がたく、さすれば外人頼候より外無之、左候而ハ大ニ損分之儀無抛以書中得御意候間、前文之次第能々相考、此状着片時も早々帰国可被成候、もし此上合点行不申、帰国延引相成候得ハ、無是非人頼候而成り共為差登可申、左様相成候而者矢張費之儀兎角内方損分不立様御取斗可被成候、此状着次第帰宅被致候へハ難揃之間ニ都合よろしく、其外口すぎハ如何様手段も可有之候、当方申進候儀ヲあしく思ひ、あだ骨折徒ニ大事之光陰ヲ遊び送り候而ハ残念之事ニ御ざ候、右等難捌坏之儀申進候得者、又々当方無人故ニ而申越候様被考候程も難斗候へども、決而左様之事ニハ無之、何も貴様為筋を思ひ候儀、一まづ罷帰り候上、近藤氏江勤度考ニ候得者随分程よく引合之上ニ而致シ候得者、貴様立身為筋ニ相成候儀何分此余少も不及猶予早々帰国可被成候、
一問徳り、能キ引合先キ有之候ハハ、取合一二箇御越し可被成候、
一傘大極上ノ分巻筒、外ニ中傘見合是亦注文可被成候、尤此度ハ金子為登不申候間、夫ニ而取斗付キ候ハ、宜、もし其儀不相成候ハ、買儀

定致し置、帰国可被成候、重而三度便り代銀差送り可申候、
一火口觀世楚之儀ハ定而積入可相成奉存候、

一都而買先キ何ニ不寄、此後三度便り金子為差登候得ハ、早速荷物送り越候様引合置可被成候、右得御意度如此御座候、恐惶謹言、

正月十六日

清国屋恒右衛門

大坂二而 才一良様

尚々呉々も早々帰国可被成候、但去冬之れひより得御意候儀、如何相成候哉、是亦何角調ひ帰宅可被成候、并染直シもの取帰可成候、以上

(年不明)一月十六日付け、恒右衛門より備後屋内の佐一郎へ宛てた書簡である。長文なので大意をとると、改めて佐一郎に帰郷を迫り、再考を促す内容である。両親はじめ家族内で話し合い、このまま大坂に長居していても佐一郎の為にはならないと決したこと、元より佐一郎は近藤(家)から差し向けられた者ではなく、いつとときの口すぎをしているのに過ぎず、どんなに働いてもとても後々為になるとは思われないこと、この前土産物を持って根雨(近藤家)へ挨拶に行き、近藤家の大将に佐一郎のことを伺ってみると、「一向やくたいの趣」で佐一郎の考えていることとは大いに違うようであること、ひとまず帰った上で、近藤家で勤める気があれば程よく引き合わせるから、「貴様立身為」早々に帰国すべきこと、となっている。

おそらく前の書簡が書かれた時から年を越した弘化三年の正月明けに書かれたものと思われるが、兄や家族の帰郷の要求に対し、佐一郎はその返書中に同意を示さなかつたようだ。そこで恒右衛門がついに根雨の近藤家を訪ね、「近藤家大将」に佐一郎に対する評価を直接聞

きに行き、佐一郎本人が思っているほどには高く評価されていなかったことを突き止めた。確認のためか、他にも「忠助殿」に尋ねたところ「同様つまらぬ様子」だったと言う。恒右衛門から買い付けを頼んだ品物に関しては送る手配をしてから帰国せよ、と指示することも忘れてはいない。もはやこれ以上、佐一郎としても意地を張り続けることはできなかつただろう。

四 おわりに

最後に、これまででわかってきたことをまとめる。

上細見矢田貝家初代である佐一郎は、若いころ近藤本家(根雨)で奉公し、なんらかの事情でそこを飛び出して大坂に向かったことがあった。弘化二年、佐一郎は大坂日本橋居住の近江屋市次郎方に居候していたが、兄恒右衛門らに説得され、そこを引き払い、根雨近藤家の大坂支店だった備前屋に住み込みで勤めるようになった。

佐一郎に帰郷するよう強く説得するいっぽう、恒右衛門は大坂滞在中も佐一郎に対し衣服の仕送りなどの面倒を見、さらに「傘」「銅とをし」「観世麩」「火口」などさまざまな商用商品や「三国志」「東海道中膝栗毛」等の娯楽本を米子まで送るよう手配をさせる等、自らの商売にも抜け目なく利用した。

佐一郎のような地方の小村に住む野心的な若者が大坂などの大都市に仕事を求めて出て行った場合、やはり故郷と大都市をつなぐ何かしらの地縁の繋がりを持っていることは、仕事にありつくに際しても有利で重要なことだった。故郷の家族が根雨の近藤家に頼み込んでくれたおかげで、佐一郎は大坂で何とか働き口を得ることができたのだ。

伯耆国大江村佐一郎の大坂商人修業―本家清国屋恒右衛門及び根雨近藤家との関わりについて―(柳澤京子)

しかし地縁がある間柄だからといって、商売人として有能と評価できるかどうかは別問題であった。佐一郎にとっては、なんらかの強い意志を持って故郷を出奔したものの、近藤家に奉公して近藤家との繋がりを維持することを望む家族の説得と、彼が置かれた社会状況に押し切られた形での帰国だったのかもしれない。

帰郷後佐一郎は家業に精を出し、足下をかためたことにより嘉永七年上細見村に分家を立てた。そして安政期からは大江村組頭として姿を現すにいたる。大坂での商人修業は佐一郎にとって決して楽しい経験ばかりではなかったと思えるが、自分の本分を直視し、故郷での生活の基盤を築き上げるための貴重な体験を積んだのではなからうか。

注

- 1 『新鳥取県史』資料編・近世3・西伯耆下、二〇一五年。
- 2 矢田貝家文書番号 Y二五―四―一―八一。
- 3 「れひ」は禮蔵(次兄)カ。
- 4 木村時夫「根雨・近藤家の歴史―あるたたら製鉄業者の軌跡―」(『早稲田人文自然科学研究』第二五号、一九八四年)。
- 5 現在の大阪市西区鞆本町二丁目付近。
- 6 矢田貝家文書番号 Y二五―四―一―一五。
- 7 矢田貝家文書番号 Y二五―一―一―二。
- 8 矢田貝家文書番号 Y二五―四―一―一七。
- 9 大坂の近江屋市次郎カ。
- 10 『近來年代記・上』大阪市史料・第一輯、一九八〇年、大阪市史編纂所編。
- 11 矢田貝家文書番号 Y二五―四―一―一六。
- 12 さわがしき。
- 13 矢田貝家文書番号 Y二五―四―一―一九。